

北海学園大学

法学部報

[巻頭特集]

参議院選挙、自民党大敗の意味するもの

～法学部政治学科スタッフの座談会～1

[研究室訪問1]

教育改革と社会調査 松田光一3

[研究室訪問2]

労働者の権利をよく知ろう 小宮文人4

中川敏宏ゼミ訪問5

もっと知りたい「法職講座」 池田栄男6

2007.9.10 No.17

Faculty of Law



参議院選挙、自民党大敗の意味するもの

～法学部政治学科スタッフの座談会～

去る7月29日、第21回参議院議員選挙の投票がおこなわれた。結果は自由民主党が「歴史的大敗」、非改選を合わせた勢力分野は自公合せた与党が104、野党が134となって(朝日新聞7月30日朝刊)衆議院と参議院で与野党が逆転することになった。それにもかかわらず安倍首相は辞任せぬ、ただちに続投を表明した。今回は投票日直後7月31日に本法学部政治学科のスタッフに集まっていたとき、この選挙についての分析をお願いした。以下にその一部を紹介しよう。

◎参議院議員選挙結果

	改選議席 (欠員2)	当選者 (うち選挙区)	新勢力
自民党	64	37(23)	83
民主党	32	60(40)	109
公明党	12	9(2)	20
共産党	5	3(0)	7
社民党	3	2(0)	5
国民新党	2	2(0)	4
その他	1	8(7)	14



自民党の大敗、その敗因は?

菊地：すでに皆さんには半月ほど前、それと選挙直前、2度予測値を出していただいている。いずれも選挙結果とくらべるとやや自民が高めの予測でした。今日は、第一に今回の選挙の特徴を、第二に、衆参両院で与野党が逆転し政局は波乱含みということで、衆院解散も含めて当面の政局の問題、第三にもう少し長期的に、これが戦後型の二大政党という方向に繋がるのかどうか、これらを議論したいと思います。

では一点目について、今回の選挙結果に関して気になった点をそれぞれ論点として出してみて下さい。

若月：今回は1人区での自民党の大敗ですね、とくに四国や北陸といったところ、経済の復調が進んでいないところですね、都市部では民主党が大量得票によってトップ当選やダブル当選を果たした、逆に公明党が取りこぼしています。地方と都市と双方で有権者が自民から離反した。これは安倍政治

のある種の「中途半端さ」が嫌われたのだと思います。地方から見ると小泉改革の継続で地方の切り捨て、都市の有権者は改革が後退しているとみた。このところの参議院選挙と地方選挙をあわせてみると、民主党が着実に議席を伸ばしつづけており、構造的な変動、地盤変動のようなものを感じます。

木寺：今回の選挙では、一見すると89年の自民党大敗の時に匹敵する争点が見当たらない。当時は、消費税・農作物輸入自由化・リクルートと首相自身のスキャンダルの4点あった。今回はむしろ2005年の郵政選挙とよく似ています。政治情報に日常的には接しない無党派層は、選挙直前にでてくる諸問題、今回は「消えた年金問題」などに非常に大きな影響を受ける、ただ、ここまでの大敗はそれだけではない。政治情報によく親しんでいる層も、今回は自民を避けた。直前になって出てきたのが決定的な争点なんじゃなくて、じつは投票行動を決定する争点としてそこに「格差」の問題があつたのではないかと考えています。

本田：まず気づいたことは、公明党が意外にもろいことで、投票率が2ポイントくらい上がっただけでもう組織票が埋没してしまう、相當に戦略的な票割りをしていてもそうなんですね。統一地方選挙の結果とからめてみると、自民党の退潮と民主党の躍進というのは地方選挙から波及してきていて、単なる無党派層の流動というより構造変化が起きつつあるように見えます。参議院の選挙制度は全体に複雑ですが、小沢一郎の民主党は、1人区戦略のように、この制度を前提にして、いかに戦うかを重視したと思います。

山本：選挙戦前の政局は、衆議院の3分の2の議席をバネにした自民党の「大暴走」状況でした。国政の根本に関わる重要法案をいとも簡単に可決し続ける、強行採決がなんと17回。この事態をさしあたり国民の「一票の力」で食い止めた、民主政治上非常に意義のある選挙でした。5月頃までは安倍首相は自信満々に「憲法を頂点とする戦後レジームの再編」の是非を正面から問う選挙戦にしたいと訴え、このままでは大変な選挙になると、私も危機感を強めていました。ところが風向きが急変。まずは年金記録処理のずさんさの公然化、現職閣僚を巻き込んだ「政治とカネ」問題の再燃、さらには閣僚の「暴言」の続発、極めつけは大地震で露呈した柏崎・刈羽原発の保安体制の危うさ、これらが政府不信の雰囲気を一気に強めて、その「統治能力」への国民の信頼感を急激に低下させてしまった。これが政権与党の直接的な敗因でしょう。そしてその底流には強まる競争・格差社会への人々の不安、不信があると思います。

争点は何だったか？

—格差問題の深さと広がり

菊地：では聞きたいのですが、この選挙の争点、地方だけでなく都市部をも貫く投票行動の動機となったものは何だったのか、投票の直前に言われていたような年金問題や政治とカネが本当に争点だったんでしょうか？

山本：「戦後レジームの再編」計画は、年金記録や「政治とカネ」の問題の急激な争点化で吹き飛んでしまったかにみえますが、安倍政権が立ち直れば改憲問題は再燃しますよ。

若月：しかし、憲法の問題などには有権者はほとんど関心をもっていない、投票行動の動機にはならないと思いますね。

本田：地方1人区の場合は、1つは格差問題なんですけど、それを投票によって変えなければならぬという認識が生まれているということで、それは過疎地の高齢者が多い農村部であっても何か認識の構造が変わってきているようだ……

木寺：都市部の無党派層でもやはり格差の問題が大きいと思います。小泉郵政選挙の時には既得権益を破壊すればその果実が自分たちにも廻ってくるかのような幻想をもった都市浮動層がいて、

菊地：それは都市内部のルサンチマンでいうか……

木寺：それがここにきてやっぱり成長から取り残され、ワーキングプアーやネットカフェ難民のように、小泉改革、新自由主義的改革はむしろ彼ら自身の首も絞めていたという側面も露呈された。こうした亀裂を覆い隠そうとした「美しい国」などの新保守主義的なイデオロギーは、有権者が望むような国民生活の歪みの解決策を十分に示すものではない、と感じられたということでしょうね。

辞めない安倍と自民党の今後

—衆議院解散は?

菊地：はい、わかりました。今回の選挙に関してはまだ論ずべきことはありますが、次に今後の政局に関して考えてみましょう。さしあたりはここ1、2年ということで、まず衆議院解散の話題からどうですか。

山本：自公与党は衆議院で3分の2の議席

を持っているのに解散なんかしますかねえ。できるだけこの優位性を維持しようとするでしょう。だから民主党を中心とする野党が参議院でどのように攻めるかがとても重要なっています。

本田：民主党としては与党との違いをはっきりさせた方がいい、ほかの野党は政治的争点を設定できないでしょうし、で、憲法問題は当面、ほとんど争点にならないかもしれませんね。

木寺：可能性としては解散が早まるんじゃないかとぼくは思うんです。来年は自民にとって逆風になります。大きなイベントがたくさんあります。北京オリンピックがあり、サミットがあり、アメリカ大統領選挙ではおそらく民主党が勝つでしょう、ですからできるだけ早い時期にという可能性ですね。

若月：今回37議席と大敗だったのに安倍さんが辞めないと、自民党にとって最悪の選択だったと思います。

木寺：安倍さんは首相としてどっちが望ましいのか、安倍か小沢かとご自身で言ったわけで、やはりリーダーは言ったことに責任をとらないと、そういう人間が教育改革っていうのはどうかなって思います。

若月：争点の話に戻るんですけど、いろいろあるなかで、安倍さん個人に対して、教育基本法改正とか憲法改正に対するものというよりむしろ彼のリーダーとしての方とか人格とか、有権者がこの人はダメだというね……

安倍さんはすごいアダルト・チルドレンだと思うんですね、こういう責任をとらずに居直るのもそういう精神構造だからやってしまうと。

お評し得ません。政策的対抗軸の提示ということでは小会派の共産党、社民党の方がしっかりしている。自民・民主の二大政党制に国民が手放しで期待できるような状況にはまだ遠いですよ。

木寺：新自由主義の修正までは民主党は打ち出しましたけど基本的には新自由主義の枠の中にあるわけで、以前の自民党と社会



若月秀和
法学部准教授(国際政治学)

木寺 元
法学部講師(地方政治論)

本田 宏
法学部准教授(政治過程論)

党のような大きな対立っていうのはないんですね。

菊地：二大政党制における対抗軸は野党が対抗的な政策を作るなかでできてくることが多いし、アメリカやイギリスを見ても二大政党がそれほど大きな対抗軸で分かれているわけではないので……

若月：じつは自民党自体がこのところ政策の幅がずいぶん狭くなっているような気がしますね。もう政策的にかなり右というか保守の方へ寄ってしまい、中道寄りの人は自民党のなかにはいなくなっている。むしろ党内の政策幅が広い民主党が中道の位置にあって、かつての自民党のように包括政党化している。

本田：そうですね、民主党の方が政策的な幅が大きいですね。民主党は今回、同性愛者や外国人などの少数派や女性の候補者をかなり出していました。アイヌ民族の候補者は新党大地でしたが。対照的に社民党は政策的には格差問題に取り組む姿勢だが、うまく伝えられていない。護憲イメージを強く出しすぎて、単一争点政党のように見られてしまう。有権者と向き合いながら政策に優先順位をつけてゆく姿勢が必要だと思います。全ての選挙区に候補者を立てるという共産党の戦略も、もう有権者から評価されていない。他方で、政権交代を通じて政策を転換していくという、かなり戦略的な投票行動をする有権者が増えたようにも感じています。

(編集・藤田)



山本佐門
法学部教授(現代政治学)

菊地 久
司会・法学部教授(日本政治史)

二大政党制は来るのか?

菊地：では、最後に、今後の展望として二大政党制にゆくのか、多党化のなかでの政権交代という連合政権スタイルをとるのか、これに関してはどうですか？

山本：今までの民主党は憲法改正や安全保障問題などで自民党と大きな政策的違いを出せていないし、新自由主義路線に抗して社会民主主義的な政策軸に依拠したとはな

教育改革と 社会調査

井戸端会議の延長としての教育改革

私は教職課程の専任教員であり、教育社会学とその他関連する教職科目を長く担当してきた。教育の基底である社会構造を明らかにするため産業・職業の問題を中心に研究してきた経緯から、教養部改組で法学部に所属することになった際、社会調査を担当することになり現在に及んでいる。

教育は国家百年の計といわれるが、昨今の状況は朝令暮改にも等しい弥縫策に思えてならない。一部のマイナス現象を取り上げ「改革」という名の下で次々と戦後日本の教育の枠組みを変え、教育の自由化とそれに相反する中央集権化を同時に進める昨今のやり方は、角を矯めて牛を殺すに等しいといえる。教育基本法、学校教育法、教員免許法等の変更が日本の教育再生にどれだけ資するのかは不透明といわざるをえない。

さまざまな教育病理現象を科学的に調査分析し、それに基づいて政策が立案されるのならまだしもそのような方法はとられていない。しかも政府が進める教育再生会議には教育経験者はいても教育学者がだれも入っていない。教育は誰もが経験を有するゆえに井戸端会議のような独断・偏見を交えた素人談義が可能になるのである。問題が起こると戦後の学校教育のせいであるかのような言説が流れ、学校と教員をバッシングする形で進められている教育改革が問題の解決につながるのか、はなはだ疑問である。

経済・社会の影響を軽視してきた教育研究

このような状況が生まれてきた背景に、戦後の教育学が「政治、経済、社会の教育に及ぼす影響」を多面的にとらえず研究を行ってきたのが今の状況を生み出しているという側面も否定できない。例えば道徳=戦前の修身という短絡的な公式主義がかつて教育界を支配し、市民社会に生きるための基本的しつけを軽視した結果が、今話題になっている親学なるものに結びついてくる。つまり子どものしつけを十分にすることのできない親に対する教育をも学校教育とリンクさせて議論しているのである。

これはとりもなおさず社会・経済のグローバル化、情報化が著しい時代にあって従来の教育研究が、激変する今の時代に対応する有効な研究を蓄積してこなかった結果ともいえる。私が所属する教育社会学会はかつては教育研究の主流ではなかったし、また社会学とも一線を画す応用的な側面の強い学会であった。それは教育社会学として自立するためには周囲の認知が当時まだ不十分であったということである。

しかし、近年は社会学研究者のかなりの部分が教育について関心を寄せ、教育の側からアプローチする研究者をも合わせると相当に大きな勢力になっている。最近マスコミで教育問題に言及している教育社会学研究者は多い。フリーター問題やニート問題、さらには学力問題について社会階層や格差を軸に盛んに研究が進められてきている。

社会調査の活用とリサーチリテラシー

教育に限らず社会を対象とするすべての分野で社会・経済との関係を重視した検証をしっかりとやる必要がある。その際、用いられる手段の一つに社会調査がある。今はパソコンの普及で簡単に集計・分析が可能になり、アンケート調査という形で行われる社会調査がちまたに氾濫する時代である。大量のゴミを出さないようにするための調査、また調査結果を鵜呑みにするのではなく正しくとらえるリサーチリテラシーも求められる時代である。改革ばやりのこの機に着実な社会調査による実証分析がもっと進むことを願っている。

(法学部教授：担当は社会調査)



松田光一

労働者の権利を よく知ろう

Faculty of Law



小宮文人

サラリーマンは気楽な稼業ではない

法学部生のほとんどは、大学卒業後、どこかで働いて生活費を得なければならないでしょう。もっとも、多くの学生は、すでにアルバイトをして働いているものと思います。実際、私のゼミ生の学生はアルバイトについては相当の知識をもっているようです。ところが、自分たちの労働に関する権利についてはほとんど無知に近いのが現状です。パトナーナリティックな企業は今は昔となってしまって、労働者にとっては極めて厳しい社会です。植木等の「サラリーマンは気楽な稼業ときたもんだ」なんて、時代じゃ全くありません。最近は、株主や親会社の意向を窺うばかりで、従業員の利益を考える余裕すらない企業が多くなっています。

たとえば、「タイムレコーダガチャンと押せば」大丈夫なんてことはありません。時間外手当だって黙っていてはもらえません。原則的には、労働者に時間外労働をした立証責任が課せられています。もっとも、最近では、使用者には、労働基準上、労働時間管理が義務づけられているのだから、使用者が時間管理をタイムカードでやっている場合は、反証がない限り、打刻時刻を始業・終業時刻と推定する等として、立証責任の使用者への転換を図ったりする判例も多い。タイムカードで管理されていない場合、実際の就労時間を手帳などに記録しているとそれが労働時間を推定する証拠として採用される場合もあります。

ホワイトカラー・エグゼンプション構想

政府も企業の国際競争力に執心していて、近い将来、ホワイトカラー・エグゼンプションというアメリカの制度をわが国にも導入しようとしています。この制度の目的は、労働時間と賃金の関係を切断し、賃金を成果に結び付けやすくすることにあります。つまり、能力のない人が残業して残業手当を多くとるのは不当だという発想です。最近の労働審議会の答申では、①労働時間では成果を適切に評価できない業務、②業務上の重要な権限及び責任を相当程度伴う地位、③業務遂行手段と時間配分を使用者が具体的に指示しない、④年収が相当程度高いことなどを要件とする

としています。この制度が導入されると、大学卒業後7、8年もすれば適用対象になる可能性があります。労働者が時間外労働をしても、使用者は、時間外手当の支払をしなくともよくなります。もっとも、政府は、国民の反対が強いとみて、7月の参議院選挙への悪影響を避けるため、今回の労働基準法改正案には盛り込まれませんでした。

ワーク・ライフ・バランス—私生活との調和を図れるか?

最近、ファミリー・フレンドリー（家庭に優しい）やワーク・ライフ・バランス（仕事と私的生活のバランス）とうキャッチコピーがはやっています。これらは、男女雇用均等、育児介護、少子化対策と並んで労働時間の弾力化を推進するために用いられることが多いようです。しかし、労働時間の弾力化は企業の都合に合わせた形で行われることが多く、国民生活向上のためのインフラ整備に向けられていないのが現状です。

そもそも、わが国では、男性が企業に入ったら、転勤命令で単身赴任するのは当たり前となっています。特に企業が大きくなればなるほど転勤や出向が多くなります。裁判所は、使用者の人事権の行使としての転勤（配転）命令を広く認めてきました。雇い入れの際に特別な合意をしていない限り、転勤の業務上の必要性がない場合、あっても、転勤命令の動機・目的が不当な場合または労働者が通常甘受すべき不利益の程度を超えていると判断される場合以外は、転勤命令は有効とされています。ですから、家庭生活との両立も至難の業です。最近、子供の教育に関する親の責任を問う声が大きくなっているのですが、こうした現状も無視することはできません。

自衛のための労働法

法学部生のほとんどは、高等学校卒業までに職場における労働者の権利について具体的に学ぶ機会がなかったと思います。自衛のためにも労働法に关心を持つことをお勧めします。（法学部教授：担当は労働法）

中川敏宏ゼミ訪問



中川敏宏（法学部准教授）

本日は、中川敏宏先生と中川ゼミの皆さん6人に集まっていただき、ゼミについてお話ししていただきました。

出席者

寺林隆義さん（2年生）、嘉藤田陵介さん（2年生）、萩原晶さん（2年生）、佐藤美沙貴さん（2年生）、佐藤留美さん（2年生）、坪田有加さん（3年生）

——はじめに、皆さんは、なぜ中川ゼミに入ったのですか。

寺林 2つ理由があります。基礎ゼミでも中川ゼミだったのですが、ゼミの雰囲気がよく、とても楽しかったからです。良いメンバーに恵まれていたと思います。もう1つの理由は、中川先生に魅力を感じ、先生のことをもっと知りたいと思ったからです。先生は、学生のために、真剣に授業に取り組んでいる良い先生だと思います。

——ゼミ生の皆さんは、中川先生を慕い、尊敬しているからこそ、中川ゼミを選んだのですね。

ゼミ生一同 そうです。

——すばらしいゼミですね。ゼミの教育方針は何ですか。

中川先生 自分が今何をしたいのか、これから何をしたいのかを発見すること。これが中川ゼミの目的地です。私のゼミでは、学生さんに将来の目標を立ててもらい、その目標と関連づけて勉強させるようにしています。

——皆さんは、将来について、どのような夢や目標を描いているのですか。

寺林 私は、困っている人を助けるために、法学部に入りました。民法は、私たちの生活にとって最も身近な法律です。法学部に入ったからには、将来は、法律関係の仕事をしたいと考えています。

萩原 私は、寺林さんのように、将来の目標が定まっているわけではありません。色々な職業に興味があり、まだ1つに絞ることはできません。法学部生なので法律を使う職業につきたいとも思いますが、今のところ、それは選択肢の1つにすぎません。

その言葉に心を動かされました。

佐藤（美） 私は、会社員として働いていた経験があります。当時、私は、パワーハラスメントに苦しんでいました。会社の重圧に耐えられなくなり、弱い人の役に立つ仕事をしたいと思い、法学部に入りました。今は、嘉藤田さんや坪田さんと同じように、司法書士や行政書士の資格を取るための勉強をしています。

——将来の目標がとても明確ですね。ゼミ生の皆さん、目標達成に向け、着実に努力していることが分かります。



——他の方はいかがですか。

佐藤（留） 世の中には、法律を知らないために損をしている弱い人がたくさんいると思います。民法は、弱い人を救うために1番身近で大切な法律だと思っています。私は、将来は、弱い人を助けてあげられる人になりたいです。大学では、教職を取っています。将来は、社会の先生か公務員になりたいと思い、勉強しています。

中川先生 私のゼミでは、資格を取るために勉強をしている学生さんもたくさんいます。

——どのような資格を取るために勉強しているのですか。

嘉藤田 僕は、司法書士を目指し、法職講座を受け、勉強しています。



——ゼミはどのように進められていますか。

中川先生 ゼミでは、ゼミ生が様々な視点から物事をとらえる能力を身につけるよう指導しています。特定の事例を検討し、民法に関する基本的なことを学んだ上で、ディスカッションを行っています。学生さんにとって分かりやすい事例を使っているため、活発な議論が行われています。私が日常の中で体験した事例を扱うこともあります。

萩原 私たちにとって身近な事例を使ってくださるので、理解しやすいです。中川先生は、ゼミの中で、民法の難しい問題でも、とても分かりやすく説明してくれます。勉強をする上で、環境はとても大事であり、どんな先生に教えていただくかは、勉強にとってとても大切だと思います。

佐藤（留） そうですね。私も中川先生の説明はとても分かりやすいと思います。先生の説明後のディスカッションでは、1人1人がとても話しやすい雰囲気があります。ゼミの雰囲気は、とても大切です。ゼミでは、ディスカッションを行う中で、自分の意見をまとめ、相手を納得させる訓練ができます。

坪田 私もそう思います。中川ゼミでは、

坪田 私も、司法書士になりたいと思い勉強しています。今は、司法書士事務所で働いています。実は、司法書士という資格があるということについて、中川先生から教えていただきました。中川先生は、「せっかく法学部に入り、法律を学んだのに、卒業後、法律と無縁の世界にいってしまうのはもったいない」とおっしゃられました。私は、

法律を学んでいくための基礎固めができると思います。

——中川ゼミでは、特定の事例を検討するそうですが、取り扱った事例の中で、印象に残っているものがありますか。

佐藤(留) 中川先生が実際にご経験された、敷金返還請求の事例、スイスの本屋さんとの売買契約の事例がとても面白かったです。

——ゼミ生の皆さんは、報告することはないですか。

佐藤(留) 特定のテーマについて報告することもあります。その準備はとてもハードですが、中川ゼミならば、がんばることができます。

萩原 ゼミ生が報告した後で中川先生が質問されるのですが、1つ1つの質問がとても細かく、鋭い指摘をされます。

——最後に、中川先生がゼミで心がけていることを教えてください

中川先生 私のゼミの大きな目標の1つは、コミュニケーション能力を高めることです。もちろん、論理的思考力、文章力といった能力も、重要であり、ゼミで身につけるべきことです。しかし、私は、コミュニケーション能力が身についてはじめて、ゼミ生が他の能力を身につけられるのではないかと考えています。そのため、ゼミでははじめに、学生さんのコミュニケーション能力を高め、学ぶための土壌を整わせてから、論理的思考力、文章力を身につけるための教育を行うべきであると考えています。

——中川ゼミの皆さんには、コミュニケーション能力は、すでに身についていますね。本日は、ご協力いただき、ありがとうございました。



もっと知りたい 「法職講座」

法学部教授 池田糸男



発足から9年目の法職講座です。まもなく法科大学院（ロースクール）の修了者でなければ司法試験が受けられなくなりますので、法学部においては下表のとおり、この講座の開講科目を司法試験から司法書士試験へとシフトしました。

この講座が目指す姿は、受講者がみずから受験の本格的な学習に入るまでの、態勢づくりを支援する『入門の講座』です。このために、春夏季休暇中を含む毎週、土曜日の4・5講目を中心に、大学の単位修得とは無関係の課外授業として、受講料は不要の講座を設けています。この授業を担当するのは、本学部OBの司法書士と本法学部の教員です。今年度も、斯界の「カリスマ講師」と評される先輩が司法書士試験の過去問題を教材とし、また教員が基礎的な論点を体系的に解説する授業をそれぞれ展開しています。

司法書士の業務は、法務局での登記や供託のほか、法改正により、簡易裁判所での訴訟代理人のような弁護士の業務とされてきた領域にまで拡大しています。この資格取得が国家試験に変更されて以来、しかも近年においては公務員採用枠が縮小傾向にある中で、この資格が注目されて受験者が集中し、合格率では司法試験を凌ぐ一層の難関となっているのが実情です。

2003年には、本講座を受講していた4年生と同年卒業者1名を含め、单年度で5名の司法書士試験合格者が

ありました。翌年には、男女2名の合格者に加え、久々の旧司法試験合格者も1名が確認されています。

今年の模擬試験の結果によると、合格圏内に4年生が2名、そして二部の3年生には現役での合格見込者もいます。例年、受講者は100名ほどですが、受講を継続して着実に成果を得ることが期待されています。

平成19年度法職講座 カリキュラムの概要

法職講座プレガイドンス	2回
受講ガイドンス ～資格試験勉強法	1回
司法試験民法・ 不動産登記法の全体構造	1回
刑法ポイント講義	2回
民法総則編ポイント講義	14回
民法債権編	14回
民事手続法ポイント整理	4回
民法ポイント整理	6回
憲法ポイント講義	2回
会社法ポイント講義	4回
民法親族・相続編ポイント講義	8回
民法・不動産登記法・物権編	12回
学習進捗状況報告会・学習相談会	1回
模擬試験	1回

法学部 第13回 市民公開講座 「市民生活と法」

●第1回 11月10日(土)

「新会社法の主な改正点と
小規模会社における問題点」草間秀樹

- (1)新会社法のもとでは、有限会社はどうなったのでしょうか。
また、合同会社とはどのような会社でしょうか。
- (2)従来、株式会社を設立するためには、最低1000万円の資本金が必要でありましたが、最低資本制度は撤廃されました。それはなぜでしょうか。
- (3)親戚等から、人數あわせのために、取締役になって欲しいと頼まれ、取締役にならざるを得ないなどの問題が生じるでしょうか。

●第2回 11月17日(土)

「債務者・保証人に
商法が適用される場合の問題点」中元啓司
まず、多数当事者の債権債務について、民法が適用される場合にはどうなるか。ここまででは一般市民の方もご存知でしょう。ところが、あなたが親戚・友人・知人に依頼されて、やむなく債務者の一員に加わった場合、債務者の保証人になってあげた場合に、その債務者の一人が商人・会社であったとしたら、商法が適用され、あなたの立場は民法が適用される場合と同じなのか異なるのかを検討します。

●第3回 11月24日(土)

「死亡保険金をめぐる争い
—保険法と相続法の交錯する問題を中心に」
新山一範

商法の中の身近な問題の一つとして、保険契約法と相続法とが交錯する生命保険契約の死亡保険金受取人に関する問題を取り上げてみることにしました。保険金受取人と被相続人(保険契約者兼被保険者)の債権者との間の紛争や相続人間の紛争に関する最高裁判所の判例をいくつか紹介しようと思います。

●第4回 12月1日(土)

「内部告発の法律問題
—よき市民としての労働者の保護」小宮文人
労働者は、労働契約に基づいて使用者に対して誠実に行方する義務を負っている。したがって、労働者は使用者の利益を害する行為を行うことはその義務違反にあたり、解雇や懲戒処分の理由となる。では、労働者が一市民として、公益を守るために社内の不正行為を正す行動を起こしたらどうだろう。こうした視点から、本講では、ミート・ホーブ等で問題となった内部告発の問題を論じます。

●第5回 12月8日(土)

「小さな金銭トラブル
—やすく素早く易しい解決をめざして」
池田栄男

裁判は難しく、弁護士に頼むと費用がかさみ、解決まで年月もかかる。今回は、こんな定評に変更を迫ろうとする新しい裁判制度がテーマです。クリーニング店への汚損賠償、飲食店の料金、マンションの未納管理費、借り室の敷金返還などを請求する「少額訴訟」です。さらに、この判決の内容を強制的に実現する場合などの、周辺の制度も概観してみます。

2008年度 法学部各種入試一覧

課題小論文 特別入学試験

大学院法学研究科 入学試験

●修士課程

募集人員:法律学専攻 7名
政治学専攻 5名
[I期] (一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻
出願期間:2007年9月10日(月)~21日(金)
試験日:2007年10月17日(水)
[II期] (一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻
出願期間:2008年1月10日(木)~22日(火)
試験日:2008年2月15日(金)

●博士(後期)課程

募集人員:法律学専攻 2名
政治学専攻 2名
(一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻
出願期間:2008年1月18日(金)~28日(月)
試験日:2008年2月16日(土)

社会人特別入学試験

●I期(面接)

募集人員:2部法学部 20名
出願期間:2007年11月1日(木)から
[郵送] 11日(日) 消印有効
[窓口] 12日(月) 16時締切
試験日:2007年11月25日(日)

●II期(面接・小論文)

募集人員:2部法学部 面接 20名 小論文 14名
出願期間:2008年2月18日(月)から
[郵送] 24日(日) 消印有効
[窓口] 25日(月) 16時締切
試験日:2008年3月1日(土)

*課題小論文・社会人特別入試とともに、法学部1年次入学試験は、学部単位の募集になります。
学科(法律・政治)は1年次末に決定します。

法学部編入学 (3年次編入)試験

募集人員:1部法律学科 推薦を含め20名
1部政治学科 推薦を含め10名
2部法律学科 若干名
2部政治学科 若干名

●I期(一般・推薦)

出願期間:2007年10月1日(月)~12日(金)
試験日:2007年10月27日(土)

●II期(一般)

出願期間:2008年1月21日(月)~2月1日(金)
試験日:2008年2月23日(土)

法科大学院 (法務研究科) 入学試験

●A日程

出願期間:2007年10月1日(月)~15日(月)
試験日:2007年10月27日(土)
小論文試験(法学既修・未修者共通)、
面接試験(法学既修・未修者共通)
試験日:2007年10月28日(日)
法学既修者認定試験

●B日程

出願期間:2008年2月1日(金)~15日(金)
試験日:2008年2月23日(土)
小論文試験(法学既修・未修者共通)、
面接試験(法学既修者・未修者共通)
試験日:2008年2月24日(日)
法学既修者認定試験

出願資格、必要書類などについての各種お問い合わせは下記までお願いいたします。

[お問い合わせ先] 北海学園大学法学部事務室

TEL:011-841-1161 (2223・2226、法科入試 2420・2422) FAX:011-824-7729